

小児慢性特定疾病医療意見書 別紙

〈和歌山市〉

(療育指導連絡票兼重症患者認定申請時添付書類兼人工呼吸器等装着者申請時添付書類)

○療育指導連絡票 (共通記載項目)

受給者番号	新規登録 ・ 継続 ・ 転入 ( )		
患者	ふりがな 氏名	男・女	年 月 日生 (満 歳)
小児慢性特定 疾病名	※ 認定されている疾病によって、 重症患者認定基準や人工呼吸器等装着者基準に 該当の場合は、下記又は裏面に記載が必要です。		
療養・ 療育	療養上の問題点など  保健所で行ってほしい指導等 1. 家庭看護指導 2. 食事・栄養指導 3. 子育て指導 4. 福祉制度の照会 5. 家族会等の照会 6. 学校との連絡 7. その他 ( )		
上記のとおり連絡する。 年 月 日 医療機関名称 医師氏名			

○重症患者認定申請時添付書類 (該当する場合のみ)

次の①もしくは②に該当するものがある場合、「○記入欄」に○を記入してください。  
なお、重症患者認定意見欄に記入した場合は、下欄に自署もしくは記名押印してください。

① 上記の小児慢性特定疾病を主たる要因として、下記に掲げる症状のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続すると認められる場合			
対象部位	症状の状態		○記入欄
眼	眼の機能に著しい障がいがあるもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	
聴器	聴覚機能に著しい障がいがあるもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	
上肢	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの	両上肢の用を全く廃したもの	
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいがあるもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの	
	一上肢の機能に著しい障がいがあるもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの	
下肢	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの	両下肢の用を全く廃したもの	
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの	
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横座りのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がいがあるもの	
肢体の機能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの	

② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合		
疾患群	該当項目	○記入欄
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの	
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD、持続携帯腹膜透析を含む)を行っているもの	
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの	
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの	
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの	
染色体及び遺伝子の 変化に関する症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの	
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの	

上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関名称 医師氏名		
-------------------------------------	--	--

※該当する場合のみ、提出してください。

※人工呼吸器装着者申請時添付書類は裏面です

○人工呼吸器等装着者申請時添付書類（該当する場合のみ）

人工呼吸器装着の場合は下記①・③に記入。体外式補助人工心臓等を使用の場合は下記②・③に記入。

① 人工呼吸器の使用について	
(注1) 人工呼吸器装着者とは、気管切開口を介した人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用している者をいう。 (注2) 気管チューブとは口、鼻及び気管切開口を介して気管内に留置するチューブ・カニューラをいう。 (注3) 「継続的に施行」とは、連日おおよそ <b>24時間継続して装着</b> していることをいう。	
人工呼吸器装着の有無	1. あり（ 年 月から） 2. なし
人工呼吸器の使用方法（注2）	1. 気管切開口を介した人工呼吸器 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器
施行状況（注3）	1. 施行 2. 断続的に施行 3. 未施行
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし
② 体外式補助人工心臓等の使用について	
(注4) 体外式補助人工心臓等とは、体外式補助人工心臓及び埋込式補助人工心臓をいう。 (注5) 「継続的に施行」とは、連日おおよそ24時間継続して装着していることをいう。	
体外式補助人工心臓等の装着の有無	1. あり（ 年 月から） 2. なし
体外式補助人工心臓等の装着の種類（注4）	1. 体外式補助人工心臓 2. 埋込式補助人工心臓
施行状況（注5）	1. 継続的に施行 2. 断続的に施行 3. 未施行
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし
③ 生活状況等の評価について	
生活状況の評価	○食事 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ○更衣 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ○移乗(※)・屋内での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ○屋外での移動 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助 ※移乗：ベッドから椅子、車椅子への移動 【評価基準】 1. 自立：補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる 2. 部分介助：1自立と3全介助の間 3. 全介助：本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助が必要な状態
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関名称 医師氏名	
※該当する場合のみ、提出してください。	